

令和３年度港区立筈小学校いじめ防止基本方針

令和２年１０月策定

令和３年４月改訂

校長 山崎 高志

１ いじめ問題への基本的な考え方

- (１) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近な人権侵害である。
- (２) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (３) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するために、学校、保護者、地域など、区民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (４) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

２ 学校及び教職員の責務

- (１) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (２) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめ防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (３) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (４) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

３ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(１) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめや不登校など子供たちの問題行動は複雑化・潜在化し、学校内部だけでは対応が難しい状況になっている。そのため、子供にかかわる有識者を加え、広い視点から問題行動を分析し、その対応策を検討する必要があることから、いじめ対策

委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 本校のいじめ対策・いじめから派生した不登校対策に関すること。
- 前に掲げるもののほか、必要な事項。

ウ 会議

- ・ 7 月、12 月の年間 2 回は、定期的に行う。
- ・ 校長が召集の必要がありと判断した場合には、臨時的に召集する。

エ 委員構成

- ・ 校長、副校長、主任児童委員、PTA 会長又は、PTA 役員から会長が推薦する者、生活指導主任、養護教諭、生活指導部教諭、スクールカウンセラー
- ・ 麻布警察署スクールサポーター、学校担当弁護士は必要に応じて参加を依頼する。

(2) 校内いじめ対策委員会

ア 設置の目的

6 月、11 月のふれあい月間の結果を踏まえ、校内のいじめ等の問題点を確認・検討し、職員会議で教職員に情報共有させる内容をまとめる。

イ 所掌事項

- 本校のいじめ対策・いじめから派生した不登校対策に関すること。
- 前に掲げるもののほか、必要な事項。

ウ 会議

- ・ 7 月、12 月、2 月の年間 3 回は定期的に行う。
- ・ 校長が召集の必要ありと判断した場合には、臨時的に招集する。

エ 委員構成

- ・ 校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年・専科主任（学年で 1 名出ている場合は兼務でよい）、養護教諭、SC

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・ 年度初めに、いじめ防止年間計画を作成する。
- ・ 道徳教育、学級活動、国際理解教育等を充実し、子供の豊かな心を育てる。
- ・ 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策検討委員会」を開催する。
- ・ 教員研修を年 2 回実施し、いじめ防止や用配慮児童への指導の在り方等の研鑽を

深める。

(2) 早期発見のための取組

- ・ いじめ防止月間を定め、児童への啓発とともに児童向けアンケート、全児童面談などを実施し、早期発見に努める。
- ・ 悩んでいる児童が面談しやすい体制を整備する。

(3) 早期対応のための取組

- ・ いじめが発生した場合、校内サポート会議を招集し対応を検討し、具体的な支援、指導を行う。
- ・ いじめと思われる事案が派生した場合、関係保護者、関係諸機関と連絡を密にして、解決に取り組む。
- ・ 年度当初に教員向けのいじめ対応マニュアルを作成し、実践する。

(4) 重大事態への対処

- ・ 加害児童の別室指導等、被害児童の安全を確保する。
- ・ カウンセラー、養護教諭と連携し、被害児童の心のケアを図る。
- ・ いじめ対策委員会を臨時招集する。
- ・ 港区教育委員会に報告する。

5 教職員研修計画

- ・ 年度初めには、いじめ防止基本方針に基づき、研修を行う。
- ・ 7月、12月には、ふれあい月間の結果を受け、職員会議の中で、研修を行う。
- ・ 2月には、今年度の取り組みの成果と課題、次年度への方策を話し合う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ・ 年度当初には、いじめ防止基本方針を提示し、いじめに対する学校の基本方針を保護者会等で説明する。
- ・ 定期的に、学校便りの中で、いじめ問題の重要性の認識を広めるようにする。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ・ いじめ対策委員会を設置する時に、主任児童委員、PTA会長、警察関係等で組織し、日頃から連携を図るようにする。

- ・ 学校評議員会でも、いじめ等の問題を取り上げて話題にする。
- ・ 子ども家庭支援センターとも定期的に連絡を取り、連携を図るようにする。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ・ 12月から行われる学校評価において、いじめ問題を取り上げる場合には、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように児童や地域の状況を十分踏まえて目標を設定する。そして、その目標に対する取組状況や達成状況を評価するようにする。そして、基本方針を見直し、必要な部分は、改善に取り組むようにする。

9 いじめ防止年間計画

月	取 組	部会・委員会等
4 月	・「いじめ防止基本方針」の確認・研修(職員会議内) ・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告 ・SC 全員面談(4・5 年)	・生活指導部会 (各学年からいじめ、不登校、気になる児童の報告。以下毎月同じ)
5 月	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告 ・SC 全員面談(4・5 年)	・生活指導部会
6 月	・ふれあい月間(横断幕掲示) ・ふれあい月間調査まとめ ・ハイパーQU 実施 ・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告 ・SC 全員面談(4・5 年)	・生活指導部会 (ふれあい月間まとめ、職員会議に資料提出、教職員で共有)
7 月	・いじめ防止研修(職員会議内) ・ふれあい月間結果共有(職員会議内) ・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告 ・SC 全員面談(4・5 年)終了・まとめ報告	・生活指導部会 ・校内いじめ対策委員会(上旬) ・いじめ対策委員会(中～下旬)
8 月	・ハイパーQU 分析(学年会)	
9 月	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告	・生活指導部会
10 月	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告 ・ハイパーQU 実施	・生活指導部会
11 月	・ふれあい月間(横断幕掲示) ・ふれあい月間調査まとめ	・生活指導部会 (ふれあい月間まとめ、職員会議)

	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告	に資料提出、教職員で共有)
12 月	・いじめ防止研修(職員会議内) ・ふれあい月間結果共有(職員会議内) ・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告 ・ハイパーQU分析(学年会) ・学校評価	・生活指導部会 ・校内いじめ対策委員会(上旬) ・いじめ対策委員会(中～下旬)
1 月	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告	・生活指導部会 (学校評価まとめ)
2 月	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告	・生活指導部会 ・校内いじめ対策委員会 (本年度反省と次年度計画)
3 月	・学校生活アンケート実施・面談・まとめ報告	・生活指導部会